

1. 利益相反マネジメントの目的

利益相反と呼ばれる課題への対応については、社会に対して大学の透明性を高めるとともに、社会的信頼保持の観点から特に必要性が高い場合には何らかの対応を行うことが必要と考えられている。そこで、大学は具体的な利益相反にいかに対応するかという点に関して、独自の利益相反ポリシーとマネジメントシステムを構築することが望まれている。

本法人では、平成 30 年 4 月 1 日に「公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反ポリシー」、「公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反マネジメント実施要綱」を制定し、大学の利益相反マネジメントに関する事項について定めるとともに、利益相反（責務相反を含む。）に関する取扱い方法等を確立した。

2. 利益相反とは

利益相反とは、職員等が得る外部利益と、職員等として保持すべき大学の社会的信頼とが両立しえない状態のこと。この状態に適切な対応を怠ると、大学の公的な責任（教育・研究・産学官連携等に取り組み、何らかの形で国民に還元されること）の遂行が疑問視され、産学官連携の推進が阻害されるという虞が生じるのみならず、大学の社会的信頼が損なわれる。

3. 利益相反への対応が求められる背景

従前：「教育」「研究」



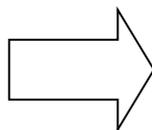
人材養成や学術研究それ自体が社会貢献

現在：「教育」「研究」「社会貢献」

産学連携は、大学の「知」を社会に還元することによる社会貢献の一形態

(主な産学官連携形態)

- ・共同研究
- ・受託研究
- ・技術移転
- ・技術指導 etc



・いずれの形態においても大学と産業界との関係が生じる。
・社会貢献と同時に、連携先の私企業への貢献、更には連携した教員個人の金銭的利益へつながるという側面が発生する。

*産学官連携が活発化することにより、必然的に利益相反への対応が必要となる。

4. 大学に求められる対応

利益相反状態に問題があるのではなく、その状態に大学が無関心であることによって、社会一般の目からすれば大学における責任が果たされていない（大学への信用を失う）かのように見えてしまい、大学に対する社会的信頼が損なわれる虞があることが問題で

ある。

利益相反は日常的に生じるものであり、無くすものではなく、適切に管理すべきものである。そこでマネジメント体制の構築が必要となってくる。

利益相反マネジメントは規制ではなく、職員等と大学自体を守りつつ、大学の社会貢献や産学官連携を推進し、大学の「知」を社会に還元するために必要なシステムであり、マネジメント体制を構築し、組織として実施責任を果たすことが必要とされる。

	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法令上の責任（刑事罰・行政罰・民事上の損害賠償責任等）	社会に対する説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学（組織） （個人の責任を大学が代替）
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律のルール	各大学ごとのポリシーによるルール 利益相反委員会で個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学